

5 年 保 存  
群 人 対 第 4 7 号  
令 和 2 年 5 月 1 日  
[広・鑑]

関 係 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（通達）

行方不明者の発見活動については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び行方不明者発見活動に関する規則の解釈及び運用上の留意事項について（平成22年群本例規第10号。以下「例規通達」という。）等に基づき実施しているところである。

認知症又はその疑いのある行方不明者（以下「認知症に係る行方不明者」という。）は、自ら氏名等を名乗れない場合や行動範囲が遠方に及ぶことがあるなど事件、事故等に遭遇するおそれが高いことから、下記事項に留意の上、早期発見・保護に努められたい。

なお、認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（平成26年7月11日付け群生企第372号通達）は廃止する。

#### 記

#### 1 関係者の立場に立った取扱いの徹底

認知症に係る行方不明者の発見活動又は迷い人の保護活動に当たっては、当該行方不明者及び家族等関係者の立場に立った対応を徹底すること。

#### 2 幹部によるチェック機能の強化

行方不明者の発見活動については、規則第4条及び第5条に基づく例規通達により、警察本部においては生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）、警察署においては警察署長がその指揮等に当たることとされている。

認知症に係る行方不明者の発見活動の指揮等に当たっては、立ち回り先又は立ち回りが予想される地域・場所における発見活動、手配、照会等が適正に実施されているか適宜検証して必要な追加指揮等を行うなど幹部によるチェック機能の強化を図ること。

#### 3 認知症に係る行方不明者届受理時の留意事項

##### (1) 特異行方不明者の判定

ア 警察署において、行方不明者届を受理した際に、行方不明者の届出をした者（以下「届出者」という。）から、規則第7条第1項に掲げる事項を聴取した結果、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、自救能力がない者（規則第2条第2項第6号）として特異行方不明者の判定（規則第11条第1項）を行い、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえた上で、規則に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 人身安全対策課長は、警察署から特異行方不明者の判定に係る報告（規則第11条第2項）を受けた場合は、警察署における事案の処理方針を確認して積極的な指導・助言、支援等を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、自ら名乗ることができるか、自称名はないか、行方不明者が過去に立ち回った地域や徘徊場所があるかなど行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 認知症に係る行方不明者届を受理した警察署長は、徘徊場所が遠方にも及び得るなどの認知症の特性を踏まえ、関係警察署長に対して保護等の取扱いがないか個別に照会すること。照会に当たっては、例規通達第4の2の（2）に基づく特異行方不明者手配書を作成するとともに、県内の警察署長に対しては直接照会し、他の都道府県警察に対しては人身安全対策課長を通じて照会すること。ただし、特に緊急性が高いときは、他の都道府県警察に直接協力要請を行い、事後速やかに人身安全対策課にその旨を通知すること。

また、認知症に係る行方不明者の発見活動に当たり、必要があると認められるときは積極的に関係機関等への協力を求めることとし（規則第20条第2項）、その際、関係機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用するなど行方不明者の早期発見に努めること。

ウ 行方不明者が自ら氏名等を名乗ることができず、又は遠方への徘徊が想定される場合には、届出人の意思に基づき、警察署長、人身安全対策課長及び警務部広報広聴課長の協議により、群馬県警察ホームページによる行方不明者の情報の公表（規則第14条第1項）を検討すること。

(3) 迷い人照会を受けた場合の措置

県内の警察署長から、迷い人の照会（例規通達第4の1の（6））を受けた場合は、行方不明者届出日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることを考慮した上で、行方不明者届を確認すること。

人身安全対策課が他の都道府県警察から迷い人照会を受けた場合は、同課において、行方不明者届の有無を確認すること。

なお、人身安全対策課長は、必要と認めた場合には、各警察署長に対し、行方不明者届の有無を確認するよう求めるものとする。

4 迷い人保護時の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

警察署長は、認知症又は認知症の疑いのある迷い人（以下「認知症に係る迷い人」という。）を発見・保護した場合は、行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていること（規則第19条第2項）から、以下に留意すること。

ア 行方不明者照会の広範囲な実施

当該迷い人が自ら氏名等を名乗ることができない場合や通称名等を名乗っている場合等を考慮し、行方不明者照会（規則第13条第1項）における本籍・出生地、住所、土地鑑、年齢幅等の照会項目を広範囲に設定するなど身元の確認に努めること。

## イ 迷い人照会の実施

例規通達第4の1の(6)のイに基づく迷い人照会のうち、県内各警察署長宛てに照会する場合は、例規通達の別記様式第5号「迷い人照会書」を作成し、各警察署生活安全課（以下「生活安全課」という。）及び人身安全対策課行方不明係にG P-WANメールにより送信すること。

他の都道府県警察に照会を行う場合は、人身安全対策課長と照会元の警察署長が協議した上、人身安全対策課長を通じて行うこと。

なお、迷い人照会書に係る身長、身体特徴、着衣、所持品等の行方不明者の情報については、詳細かつ正確な記載に努めること。

## ウ 身元確認照会

行方不明者照会及び迷い人照会を行っても身元が判明しない場合は、身元確認照会を行うこと。照会に当たっては、警察庁情報管理システムによる身元確認照会業務実施要領（平成31年4月10日付け群監発第33号通達）及び警察庁情報管理システムによる身元確認照会業務実施細則の制定について（平成31年4月10日付け群鑑発第34号依命通達）に基づいて行うこと。

なお、照会方法については、別添「身元確認照会業務による迷い人照会」によるものとする。

## エ 関係機関への引き継ぎ後における行方不明者照会

認知症に係る迷い人の身元が判明せず、関係機関に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることを考慮し、適宜、行方不明者照会を実施すること。

## (2) 引継ぎ先との連携

警察署長は、行方不明者届を受理した行方不明者の発見活動を推進する観点から、保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、以下に留意すること。

### ア 身元の判明に関する情報の提供依頼

迷い人を関係機関に引き継ぐ際は、その保護実施機関である市町村又は施設の発見活動等によって、迷い人の氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合には、関係機関から当該警察署への連絡が行われるよう依頼しておくこと。

### イ 写真を付した資料の備え付けと他の都道府県警察への資料の提供

迷い人を関係機関に引き継いだ後、1～3か月を経過しても身元が判明しない場合は、保護実施機関である市町村等の要請に基づき、写真を付した資料を生活安全課に備え付け、届出人等に対する閲覧に供すること。また、他の都道府県警察への提供は、人身安全対策課長を通じて行うこと。

### ウ 迷い人が死亡した場合における市町村等からの連絡の依頼

迷い人を関係機関に引き継いだ後、身元が判明しないまま死亡した場合には、規則第16条に基づき、速やかに身元不明死体票を作成して刑事部鑑識課に送付しなければならないことから、警察署長は、迷い人を関係機関に引き継ぐ際には、関係機関から当該警察署に対して、死亡の連絡を行うよう依頼しておくこと。

## 5 関係機関・団体との連携に際しての留意事項

関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力（規則第20条第2項）については、以下に留意すること。

### (1) 関係機関等とのネットワークの活用

関係機関等との間で発見・保護のためのネットワーク等が構築されている地域はもとより、ネットワーク等がない地域においても、市町村等にその構築を働き掛け、管内の関係機関・団体と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努めること。

### (2) 着衣等への記名等の周知

行方不明となるおそれのある認知症又は認知症の疑いのある高齢者等の着衣・靴への記名、名札等の装着等の重要性や地域住民への周知について、関係機関・団体に対する積極的な働き掛けを行うこと。

## 6 迷い人照会書の保存等

### (1) 警察署

ア 生活安全課に「迷い人照会編 甲」及び「迷い人照会編 乙」を備え付け、「迷い人照会編 甲」には索引（別記様式3）を付すこと。

イ 自署で迷い人照会書を発出した場合は、決裁を受けた照会書の原本に、保護カードの写しを添付して「迷い人照会編 甲」に編綴すること。

ウ 自署以外の警察署（他の都道府県警察を含む。）から迷い人照会を受けた場合は、送付された迷い人照会書を「迷い人照会編 乙」に編綴すること。

エ 「迷い人照会編 甲」の保存期間は長期とし、「迷い人照会編 乙」の保存期間は1年とする。ただし、自署で迷い人照会書を発出し、迷い人の身元が判明したときは、索引の備考欄に解除年月日及び取扱者を記載し、当該迷い人照会書は身元が判明した日から起算して1年間保存すること。

### (2) 人身安全対策課

ア 人身安全対策課に「迷い人照会編 甲」及び「迷い人照会編 乙」を備え付け、「迷い人照会編 甲」には索引（別記様式3）を付すこと。

イ 本県警察において、迷い人照会書を発出した場合は、迷い人照会書に保護カードの写しを添付して「迷い人照会編 甲」に編綴し、他の都道府県警察から送付された迷い人照会書については「迷い人照会編 乙」に編綴すること。

ウ 「迷い人照会編 甲」の保存期間は長期とし、「迷い人照会編 乙」の保存期間は1年とする。ただし、本県警察において迷い人照会書を発出し、迷い人の身元が判明したときは、索引の備考欄に解除年月日及び取扱者を記載し、当該迷い人照会書は身元が判明した日から起算して1年間保存すること。

## 7 積極的な賞揚

行方不明者の発見や迷い人の身元確認に関し、功労のあった職員を積極的に賞揚するなど、職員の意識の高揚方策に配慮すること。

## 別添

### 身元確認照会業務による迷い人照会

#### 1 照会方法

- (1) 迷い人を発見・保護した警察署長は、迷い人の身元確認のため、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）に対し、別記様式1「行方不明者情報検索照会依頼書」に迷い人照会書の写しを添付して、書面により照会を依頼するものとする。
- (2) 照会を受けた人身安全対策課長は、その必要性を審査した上で、人身安全対策課に設置されている端末装置から、指定された操作担当者に照会事項を入力させ、照会を行うものとする。
- (3) 人身安全対策課長は、回答に係る行方不明者情報と当該迷い人照会書に係る情報（以下「迷い人情報」という。）とを対照するものとする。
- (4) 人身安全対策課長は、照会依頼のあった警察署長に対し、別記様式2「行方不明者情報検索照会回答書」により回答するものとする。

#### 2 留意事項

- (1) 人身安全対策課長は、迷い人の発見・保護と行方不明者の届出が相前後する場合も考えられることから、必要に応じ、反復して照会を依頼すること。
- (2) 迷い人情報は、照会のみを用いることとする。